

2020年6月9日
協同組合フレンドニッポン

特定活動就労可／不可の在留資格を利用したSSW移行について

当団体では、将来的に特定技能へ移行させることを目的として、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴う母国への帰国困難を理由とする特定活動（就労可又は就労不可・6ヶ月）へ変更の申請を帰国できるにもかかわらず行うことは、本来の制度趣旨に反しかつ要件を欠くことから行っておりません。例えば依頼がありましても、出入国在留管理局からもそのような申請は行わないようにとの説明を受けておりご協力することはできませんのでご了承ください。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、現在、在留期限が7月までの実習生については3ヶ月の猶予期間が認められておりますが、こちらは各地方出入国在留管理局が混雑しているため感染拡大防止を趣旨として認められているものです。よってまだ次の受入れ機関等、変更申請の要件が確定していない状況で、将来的に特定技能へ移行するためのいわゆる時間稼ぎとして猶予期間を利用し、元の在留期限までに申請しないような方法は本来の趣旨に反するだけでなく不法残留を誘発するおそれがあるため、当団体としてはご協力いたしかねますのでご了承ください。

以上